

## ＊＊ 茨城県障害者福祉バスの利用案内について ＊＊

一般社団法人 茨城県身体障害者福祉団体連合会

茨城県内に居住する障害者とその介護者及び障害者福祉関係者は、研修会、講習会等に参加する時に、県障害者福祉バスを無料で利用することができます。

ご利用の方は下記の福祉バス運営委託事業者にお申し込み下さい。

### <障害者福祉バス申込・問い合わせ先>

有限会社 a c c 研究所

〒310-0813 水戸市浜田町415番地3

TEL 029-228-3333 / FAX 029-222-2537

○利用できる事業等（下記のうち学校行事での利用は除く）

- ・各種講習会、研修会及び相談会
- ・社会見学
- ・機能回復訓練、スポーツ大会及びレクリエーション
- ・その他の障害者の福祉の増進を図るための事業

○利用条件（下記条件のどちらかを満たしていること）

- ① 利用する障害者 10人以上
- ② 利用する障害者福祉関係者 20人以上

○乗車定員

- ・乗車定員は31人（補助席6席を含む）

○運行時間等

- ・運行時間は、原則午前8時半から午後6時となります。  
※ 運行時間とは、福祉バスが定置場（a c c 研究所）を出庫してから戻るまでの時間ですので、利用計画を立てる際には十分ご留意くださるようお願いいたします。
- ・運行範囲は、県内、隣接県（福島県、栃木県、千葉県、埼玉県）、東京都及び群馬県とします。
- ・年末年始の期間（12月28日から1月4日まで）を除き、曜日に関係なく運行します。

○利用料

原則無料。ただし、高速道路等有料道路の通行料（特大・ETC料金）、駐車料金及び宿泊利用の場合の乗務員の宿泊料は、ご負担いただきます。

○利用申込

利用日の15日前までにお申し込み下さい。（6ヶ月前から受付開始）

○おことわり

- ・福祉バスは1台で運行しており、代わりのバスはありません。そのため、災害、天候不順、バスの緊急整備、乗務員の不測の事態（病気等）等やむを得ない事情により、運行ができない場合があります。その場合、損害等が生じても、茨城県身体障害者福祉団体連合会及び運営業者は一切の責任を負わないものとします。